

<注> 本報告の中にあるデータについて

- ・今回の聴取にあたって市町村の教育委員会に調査したものである。回答は、昨年度の実績をもとにしているが、一部今年度の事情も含まれている。
- ・数値データについては、前年度末に市町村合併があったため、今年度の市町村数（56市町村から54市町村へ）で調整した。今年度の市町村数は、市が36、町が17、村が1である。なお、36市には政令指定都市1市、中核市2市が含まれている。

## 1 就学相談体制について（就学指導委員会の現状と課題）

- 市町村の就学指導委員会は、54市町村中53市町村に、いずれも単独で設置されている。就学指導委員会は、市町村の条例・規則又は要綱により設置されている。就学先の決定については、年に1～数回の就学指導委員会を招集し、その審議結果をもとに総合的に判断している。
- 県教育委員会においても、教育委員会規則により就学指導委員会を設置し、市町村の教育委員会から通知された県立特別支援学校への就学予定者について調査・審議を行い、その結果をもとに県教育委員会が就学先を決定している。
- なお1市は、平成20年4月に就学指導委員会を廃止し、医師や他の専門家で構成するチームが、年間を通じて市内の保育所や幼稚園等を巡回し就学相談に当たり、保護者の意向に基づいて就学先を決定している。
- 市町村の就学指導委員会の委員は、教育関係者を中心としながら医療、福祉、心理関係者等で構成されている。委員の人数は、県平均で14名であり、その内訳は、教育関係者が66.0%にあたる9.2名、医療関係者が16.7%にあたる2.3名、福祉関係者が10.7%にあたる1.5名、心理関係者が2.9%にあたる0.4名、その他が3.7%にあたる0.5名であった。その他は、保健福祉を担当する行政関係者や保護者であった。
- 市町村の就学指導委員会の委員の構成員について、教育関係者は全ての市町村で置いている。医療関係者を置いている市町村は98.1%にあたる53市町村、心理関係者を置いている市町村は27.8%にあたる15市町村、さらに保護者という立場を明確にして置いているケースは3.7%にあたる2市であった。
- 市町村の就学指導委員会に関する課題として、多くの市町村で「発達障害分野の医師や心理関係者を確保したいが、人材を地域で探すことが困難である」「審議件数が増加していて、審議時間や審議回数を増やす必要がある」等があげられている。

## 2 保護者との共通理解醸成のための方策等について

### （1）保護者との共通理解醸成のための方策

- 多くの市町村の教育委員会では、関係学校への学校見学や関係学校での体験学習を勧めるなど、特別支援教育に関する情報提供を行いながら就学先を検討している。小学校への就学の直前だけでなく、早期からの就学相談にも応じている。
- 就学相談にあたっては、市町村の広報で周知したり、相談から就学までの流れを印刷物にして用意したりしている。前者は33.3%にあたる18市町で、後者は51.9%にあたる28市町村で行われた。
- 市町村によっては、市町村の教育委員会主催の説明会又は福祉担当部局やマザーズホームが主催する就学相談会を開催する市も見られる。前者は18.5%にあたる10市で、後者は3.7%にあ

たる2市で行われた。また、該当校の特別支援教育担当教員との面談を実施している市も1市あった。

- 市町村の教育委員会の就学担当者が、学校見学に随行した市町村もあった。また、市町村の就学指導委員会で使用する資料（例えば該当児の発達検査等）の作成を地域の特別支援学校に依頼し、その結果をもとに保護者と話し合うケースなどもあった。
- 早期からの教育相談については、教育委員会、福祉担当部局、特別支援学校が連携して相談体制を整備し、年間を通じ計画的に実施している市町村がいくつかある。最近では、福祉担当部局と教育委員会が連携して就学移行期の「支援ファイル」等を作り、就学相談の場面でも活用していこうとする動きが生まれてきている。

#### (2) 保護者の意向と齟齬がある場合の調整手法

- 市町村の教育委員会では、何度も保護者と話し合うようにしたり、子どもが在籍や通園している保育所・幼稚園・小中学校等の教員等の協力を得たりしながら保護者に理解を求めた。前者については、83.3%にあたる45市町村で、後者は40.7%にあたる22市町で行われた。
- この話し合いの事前準備として、市町村の教育委員会では、当該児童生徒にとってより適切な教育はどのような教育かを考えながら、就学指導委員会の委員となっている専門家、地域の特別支援学校の教員（特別支援教育コーディネーターや県教育委員会就学指導委員会の調査員となっている教員）又は在籍や通園している保育所・幼稚園・小中学校等の教員等からの情報収集に努めていた。
- また、この話し合いについて、いくつかの市町村の教育委員会からは「保護者の意見を尊重しながら、また、あるときは理解を得ながら進められるが、最終的には保護者の意向に沿う方向になることが多い」という回答があった。

### 3 就学移行期における「支援ファイル・シート」等についての市町村の取組

#### (1) 全県の取組状況

就学前の段階から障害のある子どものために「支援ファイル・シート」を作成している市町村は、54市町村の中で20市で37.0%にあたる。今年度はさらに10市町で作成する予定になっている。今年度末には合わせて30市町となり、来年度は、県内で半数を超える市町で「支援ファイル・シート」が活用されることになる。

#### (2) 事例1：A市の場合

①シートの名称 「就学支援シート」（平成22年度から実施）

②対象 小学校に就学予定の全児童（平成22年度、465名）

##### ※配付等

各小学校の入学説明会（1月下旬～2月に実施）で全員に配付し、保護者が記入後、市教育委員会で保育園と幼稚園から回収する。

平成23年度の就学児童については、就学時健康診断時（10月～11月実施）に配付することを検討している。

##### ※全児童を対象にした理由

保育所・幼稚園と小学校との連携が一番の目的であり、保護者の思いを小学校につなげていくため全児童を対象にした。

③作成者 市教育委員会教育部学校教育課が中心となって作成した。

④シートの管理者 各小学校

⑤内容・項目等

- ・お子さんの良いところ
- ・好きなこと
- ・基本的な生活習慣
- ・ことば・かず
- ・人との関わり
- ・行動・情緒
- ・身体などで気になること等

⑥作成までの経過 平成20～21年度文部科学省「発達障害者等支援・特別支援教育総合推進事業」の指定を受けて、連携協議会の中で、就学時の保育所・幼稚園と小学校との

連携のために必要であり、B市で作成された先行モデルを参考にした。

⑦活用状況 小学校側では、事前に情報が得られたので、1学期に保護者とスムーズに話ぐできた。いろいろ伝えたいことがある場合、自由記述欄を活用していた。

今年度就学児童からの活用のため、今後活用状況や要望について各学校へアンケートをとる予定である。

⑧課題 就学時のみの支援シートのため、今後の発展の仕方をアンケート等の結果も受けて検討していく。

### (3) 事例2：B市の場合

①シートの名称 「B市就学支援ステップシート」(平成21年度から実施)

②対象 小学校、特別支援学校に就学予定の全児童(平成22年度、604名)

#### ※配付等

就学時健康診断時(10月中)に教育委員会が説明してから配付し、保護者が記入し、その後保育所や幼稚園の職員が追加記入している。教育委員会が回収し、3月に行われる保育所や幼稚園と小学校・特別支援学校との引継ぎ会の前に就学先の学校へ届けている。

#### ※全児童を対象にした理由

「障害の有無にかかわらず、どの子も成長を関係機関で引き継いでいこう」という考えに基づいている。「今まで大切にしてきたことを引き継いでいく」そして「小学校でも豊かで楽しい生活が送れるように」という願いから全児童を対象とした。

③作成者 市教育委員会学校教育課が中心となって作成した。

④シートの管理者 各小学校又は特別支援学校

⑤内容・項目等 ・お子さんの良いところ ・好きなこと ・健康 ・身体  
・人とのかかわり ・生活・行動・日常生活など

※問題点だけでなく、良い面、成功例など記入するようにしている。

⑥作成までの経過等 平成18～19年度文部科学省「特別支援教育体制推進事業」の指定を受け、連携協議会の中で、「保育所・幼稚園から小学校への引継ぎの記録を残したい」「保護者の願いを確実に小学校へ伝えたい」等の意見があり作成した。

⑦活用状況 小学校入学前に子どもの情報が得られるので、学校の受け入れ体制の検討や担任の心の準備がしやすい。

保護者の思いを踏まえられるので、学校側の一方的な指導にならなくてよい。

昨年度と今年度は年1回、保育所、幼稚園、小学校の教員、専門家チームで意見交換した。その中では、「小学校の記入欄がほしい」「幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録と内容や記入の時期が重なるので負担がある」「中学校段階のシートも作成していくのか」等の意見があった。

⑧課題 今後も年に1回、専門家チームから意見を聴取し、継続して検証する。就労まで見通した支援の継続をどのように考えるか。シートの管理・保管方法や内容を積み重ねてよりよい形を検証していく。

## 4 判断結果と実際の就学先の関係について

### (1) 異なる就学の場合の主要因等

就学指導委員会の意見を受けて市町村の教育委員会が総合的に判断した就学先と実際の就学先が異なるケースについて、今回の調査では、市町村の教育委員会側から見た要因として、次のようなケースがあったと回答があった。

①保護者が、特別支援学級や特別支援学校の制度について十分に理解されていないと思われたケース。

23市町村（42.6%）から回答があった。

- ②保護者が、特別支援学級や特別支援学校の実情を見て、これらの学級や学校への就学を望んでいないと思われたケース。

19市町村（35.2%）から回答があった。

この中には、例えば、「特別支援学校に在籍しているお子さんの体の動きを見て、会話を聞いていて、うちの子は特別支援学校の子ほど障害は重くない」とか「小学校低学年のうちは、他の子と比べたとき、行動面で遅れがめだたないので、通常の学級で様子を見たい」などの意見が含まれている。

- ③保護者は子どもの障害の状態や程度を把握しているが、保護者以外の家族等の理解を得にくいため、特別支援学級や特別支援学校への就学を望んでいないと思われたケース。

31市町村（57.4%）から回答があった。

- ④子どもの障害の状態や程度についての把握が、保護者と教育委員会で違い、特別支援学級や特別支援学校への就学を望んでいないと思われたケース。

42市町村（77.8%）から回答があった。

①から④の他に、保護者から、「小学校のうちは、同じ地区の子どもたちと一緒に学校に通わせたい」「地域の中で育てたい」「高等学校への進学を希望しているので通常の学級に籍を置きたい」という意見があった。

## （2）就学後のフォローアップ

市町村の教育委員会は、就学相談で把握した障害のある児童生徒については、就学後もその就学先にかかわらず年間を通じて当該児童生徒の情報を得るように努めている。これは、77.8%にあたる42市町で行われた。さらに、市町村の教育委員会で得た情報について、就学指導委員会で報告した市町村は、46.3%にあたる25市町村であった。

## 5 就学相談体制・見直し方策について

- いくつかの市町村の教育委員会では、就学指導委員会で審議した児童生徒について、義務教育の期間は追跡して把握しようとしている。毎年度、就学指導委員会で学校生活の状況を報告している市町村もあった。また、必要に応じて就学相談にあたっている。

- 小・中学校においては、特別支援教育に関する体制整備により校内委員会が設置され、この委員会で障害のある児童生徒の学習状況や生活状況について話し合われている。また、近隣の特別支援学校へ支援を要請することも、小・中学校1校当たり年平均で1～2回行われている。

<参考>小・中学校から特別支援学校（県立29校）への支援の要請回数

平成20年度	小学校（859校）からの要請回数	2,258回
	中学校（408校）からの要請回数	578回
平成21年度	小学校（855校）からの要請回数	1,457回
	中学校（386校）からの要請回数	380回

- 小・中学校の教員や保護者から特別支援学校への相談について、当初は在籍校でどのように支援を行ったらいいか、どのように配慮していったらよいかという内容の相談が多いが、その後就学先を変えた方がよいのではないかと内容に変わることがある。このとき在籍している学校と保護者との意見の違いが明らかになることがある。このようなときは、小・中学校においても特別支援学校においても、市町村の教育委員会と連絡を取るなど慎重な対応が求められている。

- 就学相談が、単に就学先の決定のための相談にならないように、療育の場と連携して、乳幼児からの一連の支援として位置づけられるように、総合的な支援ネットワークを構築していく必要があると考える市町村の教育委員会が増えてきている。

具体例として、昨年度の千葉県自立支援協議会「療育支援専門部会」（第四次千葉県障害者計画推

進作業部会の一つ)において協議された、次の二つの事業が今年度から開始されることになっている。福祉関係機関と教育機関の連携による障害のある子どもの療育支援体制の充実が期待される。

- ・療育支援コーディネーターの配置に係るモデル事業（県内2地区）
- ・ライフサポートファイルの開発・普及事業（県内6市）

なお、個別の事例については、その相談内容によって支援ネットワークを活用して、実際に専門家等とつながるようにしていけるかどうかのポイントになっている。

## 6 通常の学級へ就学する場合の支援の実態・課題について

市町村の教育委員会では、認定就学者として通常の学級へ就学した児童生徒や県内で数例ではあるが次のようなケースにも対応している。

- ・気管切開をした児童生徒
- ・「化学物質過敏症」「脳脊髄液減少症」の児童生徒（入院は必要ないが病状によって学習が困難）

児童生徒の実態と市町村の実情に即して、できうる範囲で対応している。施設・設備や人的配置等について、県教育委員会に相談して対応することもある。

### （1）配慮や支援の具体例

#### ①施設・設備等の改善

- ・肢体不自由のある児童生徒に対しては、段差の解消のためのスロープ、廊下や階段の手すり、階段昇降機、エレベーター、車椅子で利用できるトイレや洗面台等を設置したり、幅広の机、肘掛付きのいす、マット等を購入したりした。
- ・難聴のある児童生徒に対しては、FM補聴器を使って授業したり、ノートテイクをしたりするケースがあった。机やいすの脚にテニスボールを付けて、聞こえやすさに配慮する学校もあった。
- ・「化学物質過敏症」の児童生徒の場合は、学校で使用するワックス、洗剤、芳香剤、殺虫剤等について化学物質をできるだけ含まない材料を選択したり、換気扇やエアコンを設置したりしたケースがあった。

#### ②教員等の配置

- ・十分ではないが特別支援教育にかかる専門性を有する教員を配置した。
- ・教員のほかに、特別支援教育支援員の配置、市町村で名称は異なるが補助教員・学習支援講師・サポート教員・学校補助員等の配置、市教育委員会相談員の巡回、市教育委員会の教育センター職員の訪問、市民や学生ボランティアの派遣、県教育委員会の事業である特別支援教育アドバイザーの要請等を行った。

（参考）特別支援教育支援員及び特別支援教育アドバイザーの現状（平成22年5月1日現在）

特別支援教育支援員の配置	49市町	(90.7%)
公立小・中学校	686校	(56.0%)
合計	1,324名	(1校平均 1.9名)
特別支援教育アドバイザー事業	5教育事務所に	計19名配置

#### ③学校での工夫

- ・肢体不自由のある児童生徒の場合、在籍する学級の教室を1階に置いた。
- ・小・中学校の教員が、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、県教育委員会の事業である特別支援教育アドバイザーや巡回指導員等の専門家から研修を受けて、全校で共通理解を図って指導にあたった。
- ・「化学物質過敏症」や「脳脊髄液減少症」の児童生徒の場合は、体調によって登校時刻を遅らせたり保健室で学習を行ったりした。

### （2）課題

- 施設設備の改修にかかる予算の確保が難しい。肢体不自由児の場合、身体の成長と共にトイレの高さや手洗い場の高さなど施設の課題が生じている。

- 特別支援学校教員と小・中学校教員の計画的な人事交流を実施しているが、特別支援教育分野での専門性の高い教員の確保が難しい。
- 特別支援教育支援員について、学校からの要望は多いが、予算面から対応が難しい。資格を「教員免許を有する者」とすると人員確保が難しい。資格要件をなくしても人員確保が難しい。介助員は女性が多いので、小学校高学年の男子児童になると、着替えや排せつなどの介助は女性では難しい。担任と特別支援教育支援員が打ち合わせをする時間がなかなかとれない。
- 現状でも通常の学級に在籍する発達障害と思われる児童生徒の指導の一部を特別支援学級担任が担うこともあり、特別支援学級担任の負担が大きくなっている。これに加えて現行の特別支援学校該当の児童生徒が小・中学校に就学した場合は、さらに特別支援学級担任の負担が大きくなる。
- 修学旅行や校外学習時に教員や特別支援教育支援員が不足し、児童生徒の安全確保に不安がある。
- 障害のある児童生徒以外の児童生徒や保護者の理解を得ることが難しい。障害のある児童生徒の指導とその他の児童生徒の指導のバランスが取りにくい。結果として、障害のある児童生徒が二次障害となる可能性もある。

## 7 「障害がある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」について

### (1) 制定の経緯

別紙「障害がある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下、条例と略す)制定の経緯を参照のこと。

なお、差別等の用語については、条例及びその解釈指針(逐条解説)で次のように示している。

#### ○「差別」(条例第2条第2項から)

この条例において「差別」とは、次の各号※に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的配慮に基づく措置(以下「合理的な配慮に基づく措置」という。)を行わないことをいう。

※ 各号とは、次の八つの分野を指す。

- 一 福祉サービス
- 二 医療
- 三 商品又はサービス
- 四 雇用
- 五 教育
- 六 建物その他の施設又は公共交通機関の利用
- 七 不動産の取引
- 八 情報

#### ○「不利益取扱い」(条例の解釈指針(逐条解説)から)

日常生活・社会生活の場面に応じて、分野ごとに「障害を理由とした差別に当たる行為」の内容を明らかにし、県民の共通理解を醸成することが重要です。そこで、この条例では、福祉、雇用、教育など、8つの分野において、障害を理由として、不利益な取扱いをすることを差別と定義しています。

#### ○「合理的な配慮に基づく措置」(条例の解釈指針(逐条解説)から)

個別の場合において、障害のある人が、障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むための必要な調整及び変更をいいます。このような調整及び変更には、物理的なものと手続的なものの両方が考えられます。

どのような「措置」が求められるかは、当該障害のある人の障害の状況、及びその障害に応じた支援ニーズに基づき判断します。また、その「措置」の合理性は、措置を講ずることにより当該障害の

ある人が受ける障壁(バリア)の軽減の程度及びその軽減方法の妥当性により判断するものとします。  
なお、「合理的な配慮に基づく措置」を行うことが、社会通念に照らして「過重な負担」になる場合には、この条例において禁止している差別には該当しないこととしています。

## (2) 「本人に必要と認められる適切な指導・支援」の考え方

「本人に必要と認められる適切な指導・支援」という文言は、教育における「不利益取扱い」が規定されている条例第2条第2項第5号の中で用いられている。

詳しくは、別紙「障害がある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」制定の経緯を参照のこと。

## 8 特別支援学校の分校・分教室設置状況について（県—市町村の財源・権限・責任分担等）

### (1) 分校・分教室等の数（いずれも知的障害）

分校	4校	
分教室	2校（分教室）	
学校の規模拡大	1校	計 7校

### (2) 分校・分教室等の概要

平成20年4月開設	県立安房特別支援学校 鴨川分教室（小・中学部） （鴨川市立鴨川小学校の余裕教室に、県の財源で分教室を設置） 市川市立須和田の丘支援学校 稲越校舎（小学部のみ） （市川市立稲越小学校の余裕教室に、市の財源で分校を設置）
平成21年4月開設	県立柏特別支援学校 流山分教室（高等部のみ） （県立流山高等学校の余裕教室に、県の財源で分教室を設置） 船橋市立船橋特別支援学校 高根台校舎（小学部のみ） （船橋市立高根台第一小学校跡地に、市の財源で分校を設置）
平成22年4月開設	県立特別支援学校流山高等学園 第二キャンパス（高等部のみ） （県立流山東高等学校跡地に、県の財源で規模拡大として設置） 県立我孫子特別支援学校 清新分校（高等部のみ） （県立沼南高柳高等学校の余裕教室に、県の財源で分校を設置） 県立市原特別支援学校 つるまい風の丘分校（高等部のみ） （県立鶴舞桜が丘高等学校グリーンキャンパスの余裕教室に、県の財源で分校を設置）

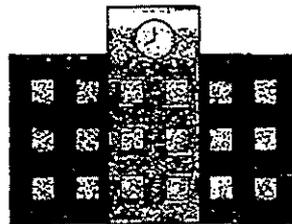
以上

# 就学支援シート



## ～楽しい学校生活のために～

子どもは、家族の宝であり、社会の宝です。一人一人のお子さんが、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、一緒にお子さんの育ちを支えていきましょう。



ふりがな お子さんの氏名 (生年月日)	(平成 年 月 日)		性別
住 所 電 話 番 号			
就学前の所属 (保育所・幼稚園名等)		就学予定校	

A 市教育委員会

ありのままをご記入ください。

<p>○お子さんの良いところ・好きなこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんの良いところはどんなところですか。</li> <li>・お子さんの好きなことはなんですか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(場所、人、もの、遊びなど)</p> <p>☆いくつでも結構です。たくさん書いてください。</p>				
<p>基本的な生活習慣に関すること</p>	<p>安心</p>	<p>やや安心</p>	<p>やや心配</p>	<p>心配</p>
<p>1 三食きちんと食べていますか。(すききらいや少食はありませんか。)</p>				
<p>2 おはしを使って食事ができますか。</p>				
<p>3 一人でトイレに行き、用をすませることができますか。</p>				
<p>4 自分の持ち物を片付けることができますか。</p>				
<p>5 寝付きはよいですか。ぐっすり寝ていますか。</p>				
<p>6 毎日自分で歯みがきをしていますか。</p>				
<p>(くわしく伝えたいことがあったらお書きください)</p>				
<p>ことば・数に関すること</p>	<p>安心</p>	<p>やや安心</p>	<p>やや心配</p>	<p>心配</p>
<p>7 幼稚園や保育所(園)であったことなどをお話しますか。</p>				
<p>8 大人の指示を聞いて、簡単なお手伝いができますか。</p>				
<p>9 自分の名前が読めますか。</p>				
<p>10 お手本を見てひし形がかけますか。</p>				
<p>11 「ひとつずつ」や「3つちょうだい」などがわかりますか。</p>				
<p>12 色の名前がわかりますか。</p>	<p>12以上</p>	<p>10色</p>	<p>5色</p>	<p>3色</p>
<p>(くわしく伝えたいことがあったらお書きください)</p>				
<p>人との関わりに関すること</p>	<p>安心</p>	<p>やや安心</p>	<p>やや心配</p>	<p>心配</p>
<p>13 同年齢の子どもとの遊びを楽しみますか。</p>				
<p>14 視線が合いますか。または相手の表情を気にかけることができますか。</p>				
<p>15 友だちや家族などと、一緒に喜んだり楽しんだりすることができますか。</p>				
<p>16 簡単なルールが理解できますか。(じゃんけんやトランプなど)</p>				
<p>17 集団での動き、行事の参加等について気になることはありますか。</p>				
<p>18 初めての場所やものをいやがりませんか。</p>				
<p>(くわしく伝えたいことがあったらお書きください)</p>				

行動・情緒に関すること	安心	やや安心	やや心配	心配
19 順番を待つことができますか。				
20 じっとしていることができますか。				
21 必要に応じてがまんすることができますか。				
22 行動や気持ちの切りかえがうまくできますか。				
23 かんしゃくをたびたびおこすことはありませんか。				
24 いろいろなものに興味や関心を示しますか。				
25 とても引っ込み思案だったり、しゃべらなかったりしますか。				
26 いつも不安そうにしていたり、しょっちゅう泣いていたりしませんか。				
(くわしく伝えたいことがあったらお書きください)				

身体に関すること	安心	やや安心	やや心配	心配
27 片足でケンケンができますか。				
28 ダンスなどのまねをすることができますか。				
29 えんぴつやはさみが使えますか。				
30 体全体の動き、手・指の動き、器用さ、動作などで心配なことがありますか。				
31 目の見え方や耳の聞こえについて心配なことはありますか。				
32 大きな病気やけがをしたことはありませんか。(ある場合は下に書いてください)	ある		ない	
(くわしく伝えたいことがあったらお書きください)				

<p>子育てや保育での工夫や必要な配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てで大切にしてきたことがありますか。</li> <li>・就学後に心配なことはありますか。</li> </ul>	
--	--

お子さんが充実した学校生活を送る上で、必要と思われる事柄について、関係者間でこのシートの個人情報を共有することに同意いたします。

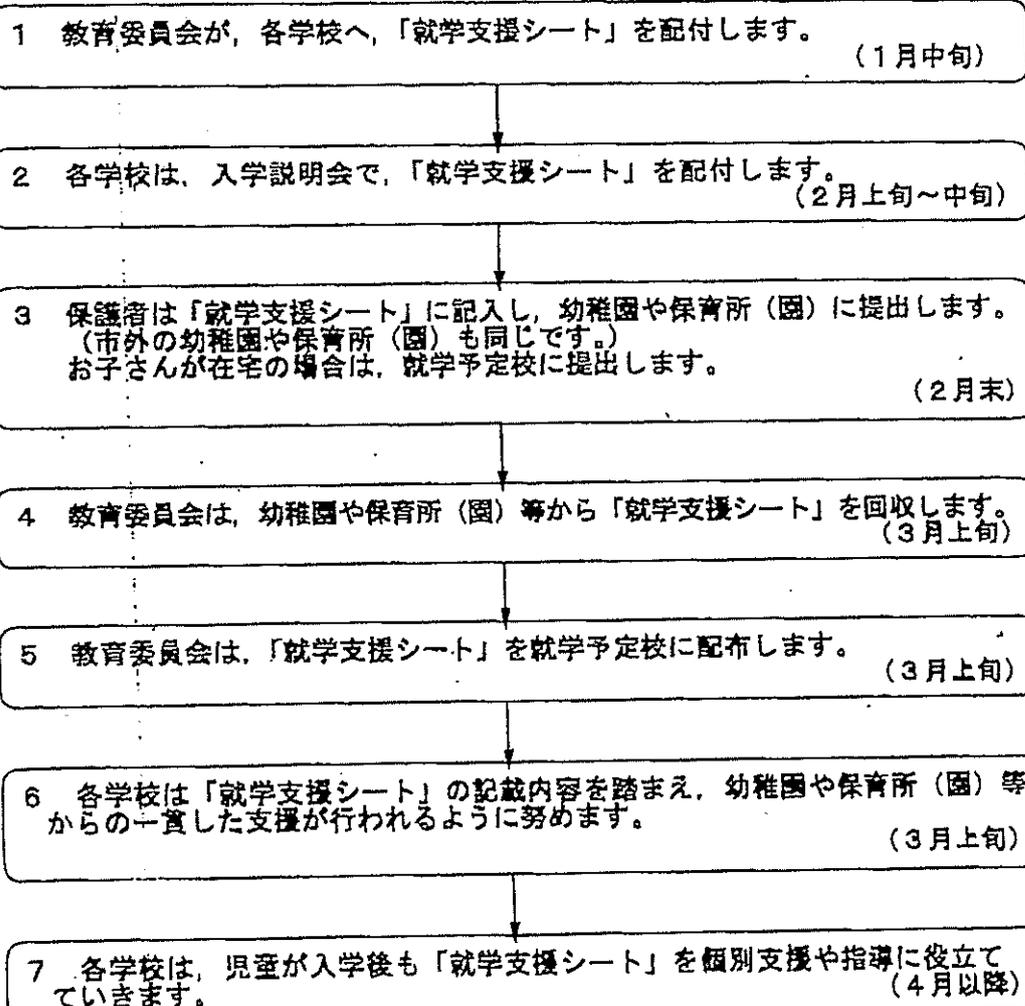
平成 年 月 日 保護者氏名 印

## 就学支援シートについて

市教育委員会

保護者の方に、お子さんとのかかわりの中で、幼稚園・保育所（園）・療育機関・家庭などで今まで大切にしてきたことや、就学先の学校に引き継ぎたいことを記入してください。それをもとに、お子さんを取り巻く関係者（主に所属学校）が、お子さんに必要と思われる支援や配慮について保護者の方と一緒に考えていきます。

提出していただいたシートは、お子さんの所属学校が保管し、管理することになります。



～楽しい学校生活のために～

「就学支援シート」について

「就学支援シート」は、お子さん一人一人が楽しく充実した学校生活を送ることができるように、幼稚園・保育所（園）・療育機関・家庭などで今まで大切にしてきたことや、就学先の学校に引き継ぎたいことを記入していただくものです。それをもとに、主に小学校等の関係者が、お子さんに必要と思われる支援や配慮について情報を共有させていただき、お子さんへのより良い指導・支援に生かしていきます。

記入に当たって

- 1 お子さんの良いところ、好きなこと、得意なことなど、楽しい学校生活をおくるためにたくさん書いてください。
- 2 お子さんに合わせて工夫したこと、学校生活において配慮が必要なことがあれば書いてください。
- 3 各質問については、安心から心配までのだいたい当てはまる場所に○をつけてください。
- 4 質問に関連してくわしく伝えたいことがありましたら、自由にお書きください。書ききれない場合は、欄外に書いても、紙をはっていただいてもかまいません。

記入が終わったら

- 1 幼稚園や保育所（園）に 2月末 までに提出してください。  
市外の幼稚園や保育所も同じです。
- 2 お子さんが在宅の場合は、就学予定校に 2月末 までに直接提出してください。



※「就学支援シート」についてのご質問は、市教育委員会教育部学校教育課までお願いいたします。

市教育委員会教育部学校教育課

TEL

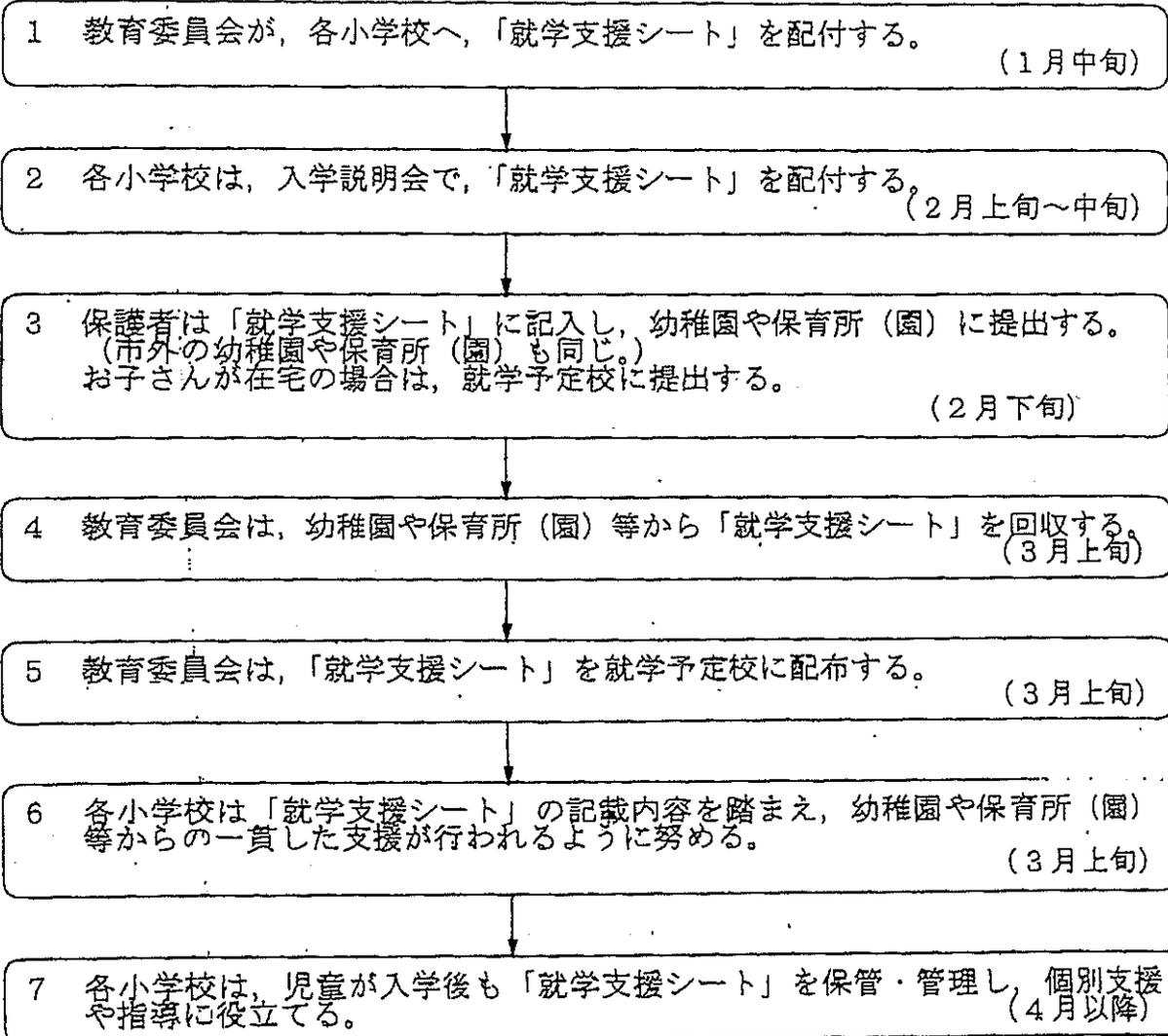
FAX

# 就学支援シートについて

## 1 目的

- 就学児について、幼稚園・保育所（園）・療育機関・家庭などで今まで大切にしてきたことや、就学先の学校に引き継ぎたいことを、保護者に記入してもらうことで、関係者（主に所属学校）が、就学児に必要なと思われる支援や配慮について考えることができるようにする。

## 2 使用の流れ



## 3 保護者への配布にあたって

# 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」制定の経緯

平成22年8月11日  
千葉県立東金特別支援学校 千葉 晃

平成16年（2004）7月、第三次千葉県障害者計画に新たな地域福祉像「誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らす」が掲げられ、その実現のための条例の制定を検討することが盛り込まれた。

## 1 条例制定までの経過

### 〈差別に当たると思われる事例の募集〉

- ① H16年（2004）9月、「条例づくり」を検討するため、広く県民から差別と思われる事例を募集。その結果、教育・雇用・福祉など様々な分野にわたる769件の事例が寄せられた。（教育の分野における事例は213件）

### 〈研究会の設置とタウンミーティング〉

- ② H17年（2005）1月、寄せられた事例を分析し「差別とは何か」「どうしたらなくせるのか」を徹底して議論するため、「障害者差別をなくすための研究会」を設置。教育関係者、企業関係者、自営業や医療関係者など、29名の公募委員が約1年間、20回にわたり議論。
- ③ 研究会の議論と並行して、県内各地でタウンミーティングが開催され、県内30箇所以上で3000人以上が参加した。

### 〈県議会での審議と条例案の撤回、再提案、成立〉

- ④ H18年（2006）2月、条例案（資料1）が2月定例県議会で審議されたが、より多くの方々からの意見を聴く必要があるなどの理由で継続審査の取扱いとなった。
- ⑤ 県では、教育・企業・医療・福祉の関係者から意見を聴取。関係者の意見を議会に報告し、健康福祉常任委員会で議論が行われた。

- ⑥ 6月定例県議会で、「条例案をより良いものとするために修正するのであれば原案を取り下げるべきとの指摘がなされ、条例案を一旦撤回。
- ⑦ 7月以降、県は、関係者の意見を踏まえた「検討用試案」を公表。健康福祉常任委員会協議会において3回にわたり議論が行われた。併せて、関係者からも意見を聴取。
- ⑧ 9月、協議会等の意見を踏まえた条例案（資料2）を9月定例県議会に提案。10月11日、可決・成立。

## 2 制定過程での議論

### <研究会での議論>

- ① 「統合教育」を受けさせないことが「差別」であると明記すべき。
- ② 「一人一人の障害やニーズに応じた教育」が必要。
- ③ 財政上の負担をどうするのか。
- ④ 現行の学校教育制度上での対応か制度改革か。

### <タウンミーティング、パブリックコメント等の意見>

- ⑤ 「本人の教育的要求」の表現が、本人（保護者）の希望を優先するものと誤解されるのではないか。
- ⑥ 「十分な説明」の「十分な」という表現は主観的で基準が曖昧であり、当事者の受け止め方によって不要な摩擦を生じる恐れがある。
- ⑦ 財政上の措置について、努力義務ではなく実効性を示してほしい。
- ⑧ 「社会的に相当な範囲」や「過重な負担」という表現が曖昧。
- ⑨ 条例の施行により、市町村に財政的・人的負担、事務負担を発生させないようにされたい。

### <県議会での議論>

- ⑩ 障害のある人もない人も支え合いながら共に豊かに暮らせる社会の建設をめざすことには賛成
- ⑪ 条例に係る予算の確保をどうするのか。
- ⑫ 国の制度との整合性はあるのか。
- ⑬ 就学指導委員会のあり方そのものが問われるのではないか。

### ＜市町村教委からの意見＞

- ⑭ 「教育における差別」の条文の書き方が保護者の意向を一方向的に尊重するように見える。教育委員会が子どもの適切な教育を判断する就学指導の考え方に反しているのではないか。
- ⑮ 保護者との対立が深まり学校現場は混乱するのではないか。
- ⑯ 「過重」の概念が曖昧であり、当事者の受け止め方によって不要な摩擦を生じる懸念がある。
- ⑰ 条例の適用除外規定は、民民間を想定していると思うが、教育においては民と官の関係であることから、様々な負担を求められ、事実上適用除外の規定が機能しない懸念がある。

## 3 条例制定の経緯を踏まえて（提案）

1. 「地域で共に学ぶ教育」が共通の願いとの認識に立って。
2. その理念の実現に学校現場が追いついていない現状（人的・物的条件）を踏まえて。
3. 障害の有無にかかわらず、子どもたちが最大限に力を発揮して学び合える学校づくり、「一人一人のニーズを踏まえた教育」をこれからの学校教育の向かうべき方向として。
4. 国民参加・合意のプロセスを大切にした議論の展開を。

## 資料1 H18年2月議会に出された条例案

### 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（案）」

（教育における差別）

第十一条 何人も、教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して、次の各号に掲げる差別をしてはならない。

一 本人の教育的要求を把握した適切な指導及び必要な支援を行う教育を受ける機会を、本人又はその保護者の意に反して、与えないこと。

二 障害を理由として、本人又はその保護者が希望しない学校への入学を強いること。

三 障害を理由として、本人又はその保護者に過重な人的負担、物的負担又は経済的負担を課すこと。

## 資料2 H18年10月に成立した条例

### 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

（障害を理由とする不利益な取扱い）

教育

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。

## 参考：条例解説

### 《第5号イ関係》

- ⑨ すべての幼児児童生徒に、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園を含むあらゆる教育の場において、一人ひとりの教育的ニーズに即した適切な教育を受ける機会を保障することにあります。
- ⑩ その際に重要なことは、障害のある幼児児童生徒に関わる関係者（保護者や教育、医療、保健、福祉等の関係機関）が、本人の意思を大切にしながら、話し合いの中で障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズを把握していくことです。保護者をはじめ関係者が十分に話し合い、よりよい手立てを講じていくことがこの条例の目指しているところです。
- ⑪ 我が国では、現在、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が行われているところです。
- ⑫ 特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。
- ⑬ 第5号イは、このような特別支援教育の理念を踏まえ、障害のある幼児児童生徒に必要と認められる適切な指導及び支援を行う特別支援教育を受ける機会を与えないことを「不利益取扱い」として定義したものです。

### 《第5号ロ関係》

- ⑭ 第5号ロの趣旨は、学校教育法令等に基づく就学指導の仕組みを前提に、教育委員会に対して、本人や保護者の意見を十分に聴き、就学指導の過程や就学先における教育内容等について説明や情報提供を丁寧に行い、総合的な見地から就学先を判断することを求めたものです。
- ⑮ このことは、既に法令等において求められているところであり、新たなルールを定めるものではありません。
- ⑯ 第5号ロは、そのような手続きを経ないで就学先を決定することを「不利益取扱い」として定義したものです。

## [解釈及び運用]

### 《第5号イ 関係》

- ⑰ 「本人に必要と認められる適切な指導及び支援」とは、障害のある幼児児童生徒に関わる関係者（保護者や教育、医療、保健、福祉等の関係機関）が連携しながら、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのニーズに対応した指導や支援を行うことをいいます。
- ⑱ なお、指導や支援の内容は、小学校又は中学校への就学指導においては市町村教育委員会が、就学中においては就学先の学校が、関係者と調整の上、決定します。
- ⑲ 「機会を与えない」とは、そのような関係者間の調整によって決まった指導や支援を実施しないこと又は受けさせないことです。なお、指導や支援の内容について、関係者間で調整がつかない場合は、「機会を与えない」とは解しません。
- ⑳ 指導や支援を受ける機会を与えるに当たり、本人に必要な教育環境を整備することは、「合理的な配慮に基づく措置」と解します。

### 《第5号ロ 関係》

- 21 就学先の学校を決定するにあたり、教育委員会が学校教育法制に沿って本人や保護者の意見を聴いたり、必要な説明を行うという手続をとらないことが該当します。
- 22 「必要な説明」とは、①就学指導の手続、②学校における施設や設備の状況、③学校教育の内容、④地域で受けられる支援の状況、⑤専門的知識を有する者の意見の内容等についての説明を意味します。
- 23 なお、保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合は、必要な説明を行わないことにはなりません。しかし、この場合においても教育委員会が一方的に就学先の学校を決定することは適切ではありません。このような場合、双方が地域相談員等の第三者を交えて話し合い、事案の解決を目指すことが、この条例において求められています。
- 24 就学指導における市町村教育委員会の判断に関しては、教育委員会や市町村の独立性・自主性についての配慮を定めた条例第33条の規定により、知事が、市町村教育委員会に対して勧告をしないこととしています。

## [合理的な配慮に基づく措置の例示]

- ① 教育の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、幼児児童生徒、本人が理解できる情報伝達方法を用いることや、本人に必要な教育環境を整備することなどが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。
- ② 障害特性に応じた教材を用意すること。障害特性に応じた試験方法を行うこと。トイレの配慮など、校外学習等で本人が活動しやすいような条件を整えること。